

## 「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」の見直しについて

基本方針の概要（平成 12 年 11 月基本方針策定時の記者発表資料から抜粋）

### 1 基本方針とは

- (1) 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成 10 年）第 6 条第 1 項の規定に基づき、県民ボランティア活動を促進するにあたり、県の施策を総合的に展開していくための方向性を明らかにするために策定したものの。
- (2) 今後の成熟社会において、本格的なボランティアセクターを社会の中に確立するため、行政と NPO 等との関係やボランティアセクターを支援する具体的な施策展開等について拠り所となる基本的な考え方を示したものの。

### 2 基本方針の特徴

- (1) たくさんの県民の参画を得てつくられた方針
  - ・公開の審議会での検討、審議会の臨時委員に NPO 等の関係者を委嘱、県民意見の募集、地域フォーラムの開催、団体ヒアリングの実施
- (2) 行政がこれまでのように何でもしようということを抑えるべきであるという基本的な姿勢を示した方針
  - ・今後の分権型社会では、身近な暮らしや地域の課題を地域社会（県民、NPO などからなるボランティアセクター）で解決していくことが基本となる。
  - ・その結果、公的な領域と私的な領域の間に位置する公共的領域をこれまでほぼ一手に担ってきた行政の役割が縮小され、ボランティアセクターの担うべき役割がますます大きくなる。
- (3) 施策を実施する際、地域の特性や個性豊かな活動に配慮し、きめ細かに展開していく必要性を明記した方針
  - ・県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、まちづくり、環境の保全など多彩な分野の地域課題の解決に向けて、県民の自律的で自発的な活動である県民ボランティア活動が繰り広げられてきた。
  - ・県民ボランティア活動の促進のための施策を効率的に実施していくためには、こうした地域特性に十分配慮し、きめ細かな支援事業の展開を図っていくことが必要となる。

## 基本方針の見直しについて

### 1 見直しにあたっての基本的な考え方

基本方針策定後の地縁団体やNPOを取り巻く環境変化やボランティア活動支援に係る県の取り組み等を点検・評価し、その結果を踏まえ、基本方針を見直すべきか議論する。

### 2 基本方針に係る点検・評価シート

別紙のとおり

### 3 点検・評価の概要

#### (1) 基本方針策定後の環境変化

##### 支援活動

- ・自治会、婦人会等の既存の地縁団体が減少傾向にある中で、NPO法人数は大きく増加している。
- ・中山間地域等人口減少により、既存の地域団体の活動が十分に確保できない地域においては、NPO等が重要な役割を果たしている。

##### 支援拠点

- ・平成14年ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザを開設。市町でも市民活動支援センターの設置(15市18施設)が進んできた。

##### 財政支援方法

- ・ボランティアプラザ開設にあわせて「ひょうごボランティア基金」により、草の根の活動を行うボランティア団体、地域団体からNPO法人等多様な主体を対象に各種助成事業による支援を行っている。
- ・平成23～24年度は、国の交付金を活用し、ボランティア団体、地域団体、NPO法人等に対し、地域づくり活動支援事業により支援を行っている。
- ・市民が寄附をしやすく、NPOが資金調達をしやすい社会を創出することをめざした改正NPO法が、平成24年4月から施行される。

#### (2) 今後の検討の方向性

##### 支援活動

- ・自治会、婦人会等の既成の地縁団体とNPO等との連携支援

##### 支援拠点

- ・ひょうごボランティアプラザの設置等を踏まえた内容の見直し

##### 財政支援方法

- ・地域づくり活動支援事業(H23～24)終了後の総合的な財政支援のあり方(ボランティア基金助成のあり方、寄附社会の創出)